

令和2年度
静岡県行政経営推進委員会
意見書

令和3年3月

目 次

はじめに	1
I 行政経営革新プログラムの取組期間を通じて検討する課題	
1 行政経営革新プログラムの進捗評価	5
2 外郭団体の点検評価	8
3 外郭団体の個別検証（(公財) 静岡県生活衛生営業指導センター）	9
II 令和2年度に検討した課題	
1 県庁における働き方改革	10
2 地方行政のデジタル化	12
3 「教育委員会の取組への提言」に係る意見	13
参考資料	
1 教育委員会のこれまでの取組状況	16
2 令和2年度の委員会の開催状況	19
3 委員名簿	20

はじめに

【令和2年度の検討テーマ】

新型コロナウイルス感染症は、本県の社会経済活動、県民の暮らしや働き方に甚大な影響を与えている。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい静岡県の姿を模索する中、令和2年度の行政経営推進委員会では、関連する新たなテーマとして「県庁内における働き方改革」及び「地方行政のデジタル化」について検討した。

併せて、継続的に議論を重ねてきたテーマとして、「行政経営革新プログラムの進捗評価」及び「外郭団体の点検評価」について審議した。このうち、平成29年度に総務省の通知に基づき「経営健全化方針」の策定対象となった外郭団体の1つを個別に検証した。

また、補助教材、学校給食について、昨年度の意見書への対応状況について報告を受け、これに対する検証を行った。

【検討テーマに対する意見の概要】

外郭団体の点検評価では、令和元年度の取組結果として、全体的に一定の成果が確認された。しかし引き続き「抜本的な改革が必要」とされた2団体については、方向性を明確にした改革が一層促進されるよう指導・助言していただきたい。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画的な事業執行が困難となり、事業成果や経営の健全性の確保が厳しくなることも想定される。こうした変化に対応するためには団体自身が、一層の経営改善や創意工夫を要するだけでなく、県担当課も、各団体の目的を再確認しつつ、各団体と十分に情報交換を行い、適切な助言と指導を図られたい。

また、個別検証した（公財）静岡県生活衛生営業指導センターは、新型コロナウイルス感染症の影響下にあって、その使命と役割がより重要になっていくと考えられることから、関係機関と連携の上、

関連組合・零細事業者への支援に一層努められたい。

県庁における働き方改革にあたっては、ニューノーマル時代の働き方の変化を踏まえ、デジタル化とも一体的に取り組み、引き続き業務改善に向けた試行錯誤を重ね、生産性の向上に結び付けられたい。また、テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務、サテライトオフィス）は、柔軟で効率的な働き方につながる一方、職員間のコミュニケーションや職員の業務・健康管理等の面での課題も考えられることから、これらを十分に留意しながら適切な運用を図られたい。

地方行政のデジタル化については、県民サービス（利便性等）向上と効果・効率的な行政運営の実現が目的であり、業務の根本的な見直しにつなげることが肝要といえる。

このため必要なICT環境整備、新たな情報通信システム・機器や技術等の導入・活用にあたっては、その目的と手法を明確にし、情報技術に精通した高度専門人材の確保・登用を図るなど、戦略的に取組を進められたい。また、デジタル化の効果を高めるためにも、県と市町、民間など地域や組織を超えた連携を推進していただきたい。加えて、デジタルディバイドに留意し、デジタル化への対応が難しい県民に不利益が生じないよう配慮されたい。

「教育委員会の取組への提言」についてのうち、補助教材関係では、令和元年度に特定事業者の補助教材の作成に関与した教員数が大きく増加しており、遺憾である。県教育委員会から、教員及び市町教育委員会に対し、兼業許可について強い指導を求めたい。さらに、各種教材のデジタル化が進んでいることに加え、児童生徒1人1台の端末が配備されることから、動画や音声等を活用した補助教材を採用するなど、デジタル化への対応も併せ、適切な指導を図ら

りたい。併せて、自らが教材を作成する努力も進められたい。

学校給食関係に係る取組については、他県との比較においても、着実に公会計化が進んでいることは評価できる。さらに県内市町の先行導入時の事例を検証し、検討中の市町と情報共有するなど公会計化の促進に指導・助言を図られたい。

給食の食材調達については、主食における静岡県学校給食会の独占的な運営状況の改善がなかなか進んでいない。昨年度に報告のあった「県学校給食会の役割（案）」の実現に取り組むとともに、食材の公正・適切な調達を図るため、県教育委員会及び市町教育委員会が主体となって、県学校給食会以外の新たな調達先の探索に努めていただきたい。

【結び・まとめ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの活動において、従来どおりに実施することが困難となる現実に直面した。日常生活や働き方を巡る環境は著しく変化し、ニューノーマルといわれる状態に適応するための「変革」が求められている。一方、新型コロナウイルス感染症への対策そのものが「変革」に向けた大きなチャンスとして捉えることができる。

我々の組織活動や日常生活は、従前まで行ってきたことへの「連続性」が前提となっており、人はそれを「変える」ことを怖れるものである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による危機が「変化」を加速させている現状にあって、新しい社会システムづくりに取り組み、次世代に受け継いでいくことが非常に重要である。

本年度の検討テーマとした、働き方改革や地方行政のデジタル化の推進に向けた議論を通じ、これまでの組織風土や慣行、システムを根本的に見直し、変えるべきものを思い切って「変える」ことの

重要性をあらためて認識できた。臆することなく、このような非常事態を契機として行政経営の「変革」を進めていただきたい。

しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う県民への影響は大きく、社会システムの変化に対応することが難しい県民がいることも想定しなくてはならない。行財政運営が厳しい中であっても、優先順位をつけて事業に取り組み、生命の危機に瀕するような経済状況・環境にある県民に対しては、十分に寄り添った県行政の運営を期待したい。

I 行政経営革新プログラムの取組期間を通じて検討する課題

1 行政経営革新プログラムの進捗評価

① 取組の内容

- ・「静岡県行政経営革新プログラム（計画期間：H30～R3年度）」に掲げた11の成果指標及び40の進捗評価指標は、一部に遅れがみられるものの、全体としては堅調
- ・一部の指標は、令和元年度時点で目標値以上の水準で推移
- ・令和元年度分の指標は、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的

② 令和2年度委員会意見

- ・プログラム取組期間中の全目標達成を目指し、引き続き取組を進めること
- ・「業務の見直しと効率化」、「職場環境改善」、「多様な働き方の実現」、「心身の健康増進」に取り組み、指標の改善を図っていくこと
- ・新型コロナウイルス感染症への対応を機会とし、行政改革や新しい仕組づくりにつなげていくこと

<委員会での主な発言内容>

- ・「最適な組織運営と人材の活性化」や「働きがいを生み出す働き方改革の推進」の項目に関連する指標で目標未達成のものが散見される。中でも、「時間外労働時間が360時間を超える職員数」と「職場に活気があると感じている職員の割合」の指標が未達成であることが課題である。「業務の見直しと効率化」、「職場環境改善」、「多様な働き方の実現」、「心身の健康増進」への取組を一層進められたい。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応を良いチャンスと捉え、行政改革や新しい仕組づくりにつなげてほしい。
- ・公務員へのバッシングが続いており、モチベーションが上がらない。優秀な人材が公務員への就職を希望しなくなることは、納税者にも影響がでる。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、頻繁に補正予算が編成されているが、当然のことと考える。国からの指示がなくても必要な支出に対応してほしい。
- ・財政健全化に当たって、歳出に優先順位をつけることが大事である。
- ・コロナ禍によって所得の格差拡大が進むことも考えられ、生活に困っている方や生命の危機にあるような方に配慮した取組が特に求められている。
- ・新規採用職員の男女比率が半々となる中、「管理職に占める女性職員の割合」の目標値をもっと高めていくことができるのではないかな。
- ・本プログラムの評価について一層の活用に向けて取り組まれない。
- ・「職員の意識改革」を目指す指標は「職員の意識がどのように変わったか」を測るために、例えば「eラーニング研修」の開催と「理解度確認テスト」を実施することができるのではないかな。

＜行政経営革新プログラムの進捗評価に係る参考資料＞

参考 1 : 成果指標の状況

取組の柱		指標	H28 (基準値)	H29	H30	R1	進捗	R3 目標
I 現場に立脚した施策の構築・推進	1 戦略的な情報発信と透明性の向上	マスメディアに取り上げられた県政情報件数	9,548 件	9,615 件	10,895 件	11,402 件	→ (C)	14,000 件
	2 県民参画の促進	パブリックコメントで県民意見が寄せられた案件の割合	70.7%	66.2%	67.3%	64.7%	→ (基準値以下)	100%
	3 民間・市町・地域との連携・協働	民間が企画段階から参画する協働事業数の割合	51%	59.9%	61.4%	64.0%	→ (B)	75%
地方公共団体間の事務の共同処理件数		累計 21 件	累計 22 件	累計 22 件	累計 23 件	→ (C)	累計 26 件	
II 生産性の高い持続可能な行財政運営	1 最適な組織運営と人材の活性化	職員の総労働時間(非正規職員を含む)	13,140,294 時間	13,096,077 時間	13,113,982 時間	13,247,810 時間	→ (基準値以下)	(期間中毎年度)前年度以下
		自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	94.9%	94.5%	93.9%	93.5%	→ (基準値以下)	95%以上
	2 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行	財源不足額(財政調整用の基金による補填額)	△205 億円	△95 億円	△40 億円	△105 億円	→ (B)	財源不足額(財政調整用の基金による補填額)0
		通常債残高	1兆6,100 億円	1兆5,918 億円	1兆5,667 億円	1兆5,615 億円	→ (目標値以上)	上限 1兆6,000 億円程度
		実質公債費比率	13.5%	13.4%	13.4%	13.8%	→ (目標値以上)	18%未満
		将来負担比率	228.0%	238.4%	240.2%	242.5%	→ (目標値以上)	400%未満
	3 ICT等の革新的技術の活用による業務革新	ICTを利活用し、新たに効率化や高価値化を進めた取組数	—	—	15 件	(H30~R1)累計 29 件	→ (目標値以上)	(H30~R3 年度)累計 20 件

(参考) 成果指標の達成状況区分とその判断基準

→	取組中のもの
(目標値以上)	「現状値 (R1)」が「R3 目標」以上のもの
(A)	「現状値 (R1)」が「期待値」の推移の+30%超え ~ 「R3 目標」未満のもの
(B)	「現状値 (R1)」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
(C)	「現状値 (R1)」が「期待値」の推移の-30%未満 ~ 「基準値」超えのもの
(基準値以下)	「現状値 (R1)」が「基準値」以下のもの

- ※ 基準値は、計画策定時の「現状値」
- ※ 計画最終年度 (R3 年度) に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする
- ※ 計画期間内の累計で目標値を設定する数値目標の場合は、当該年度までの分 (H30~R3 年度累計の場合、R1 年度は1年分) を期待値とし、1年の増加分の±30%を「B」の範囲とする。

参考 2 : 進捗評価指標の状況

(数値は指標数)

進捗		I-1	I-2	I-3	II-1	II-2	II-3	計	主な指標
毎年度の目標値を設定する指標	○ 目標達成	0	0	1	0	0	0	1	・新成長戦略研究の新規実用化件数
	× 目標未達成	0	0	2	1	1	0	4	・県とNPO等との協働事業件数 ・ICTに関する民産学官連携の協働研究等件数 ・時間外勤務時間360h超の職員数 ・ひとり1改革運動の取組件数
R3年度の目標値のみ設定する指標	→ 取組中	6	4	10	6	7	2	35	左記のうち、9指標がR3年度目標値以上 (※下表参照)

※「取組中 (→)」のうち、R1時点の実績がR3年度の目標値以上の9指標

取組の柱	指 標	H30 実績	R1 実績	R3 目標値
I-1	県ホームページへのアクセス件数	9,520 万件	11,590 万件	9,800 万件
I-2	パブリックコメント1件あたりのホームページ閲覧件数	336 件	476 件	300 件
I-3	オープンデータカタログサイト 公開データの利用件数	246,631 件	2,610,683 件	926,000 件
II-1	職員の育児休暇取得率	男性 17.1% 女性 100%	男性 25.4% 女性 100%	男性 25% 女性 100%
II-2	自動車税収入率	99.2%	99.3%	99.3%
II-2	現有資産総延床面積	396.5 万㎡	387.7 万㎡	398 万㎡以下
II-2	社会資本の中長期管理計画に沿った 点検・補修	16 施設	27 施設	27 施設
II-2	総合計画・分野別計画の進捗評価 実施・公表率	93.4%	100%	100%
II-3	県民等による電子申請システム 利用件数	65,057 件	73,039 件	70,000 件

2 外郭団体の点検評価

① 取組の内容

- ・「事業成果」、「団体の必要性」、「経営の健全性」の観点から重点的に点検を実施
- ・点検結果に大きな変動はなく、概ね良好に推移

評価項目	良好	改善を要する	抜本的な改革が必要
事業成果	2 2 団体	6 団体	1 団体
団体の必要性	2 7 団体	1 団体	1 団体
経営の健全性	2 1 団体	6 団体	2 団体

※一般財団法人静岡県労働福祉事業協会、一般財団法人静岡県青少年会館の2団体について、「抜本的な改革が必要」と評価

② 令和2年度委員会意見

- ・全体としては、「横ばい」か「やや改善」で取り組まれている
- ・県の担当課は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各団体の目的を再確認しつつ、十分な情報交換を行い、適切な助言と指導を図ること
- ・一般財団法人静岡県労働福祉事業協会が所管する「おおとり荘」について、今後、どのような改革に取り組み、また施設の維持管理を行っていくのか示すこと

<委員会での主な発言内容>

- ・全体評価としては「横ばい」か「やや改善」である。
- ・今年度に入って、大会やイベントの中止、利用者の減少など、新型コロナウイルス感染症による事業成果や経営の健全性への影響が広がっていると考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、計画どおりに事業が実施されなくとも、固定費を要する。さらに、新常态の広がりに伴う様々な変化に対応していくため、団体は一層の経営改善や創意工夫を要する。
- ・企業には事業ドメインという考え方があり、各団体にも行政におけるドメインの設定があっても良いと考えられる。
- ・県の担当課は、団体と十分に情報交換を行い、どのような状況変化が起こっているのかを把握するとともに、予算面等も踏まえ、適切な助言と指導に取り組まれない。
- ・一般財団法人静岡県労働福祉事業協会が所管する「おおとり荘」については抜本的な改革が必要とされている。今後の運営及び施設維持について、報告を求めたい。併せて、団体に対して、実効性ある指導をお願いしたい。

3 外郭団体の個別検証((公財)静岡県生活衛生営業指導センター)

① 取組の内容

- ・公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターの現状や課題を踏まえ、同団体の収支状況、期待する役割、今後の方向性について検証
 - ・固定資産の減価償却費を除けば、収支は黒字を保持。団体改革にも積極的に取り組んでおり、赤字解消を見込んでいる。
 - ・生活衛生業の経営健全化や衛生水準の維持向上への支援に取り組んでおり、また新型コロナウイルス感染症に伴う経営状態の悪化や社会不安の中であって、その存在意義は大きい。

② 令和2年度委員会意見

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下において、同センターの果たす使命や役割はより重要になっていく
- ・関係機関と連携し、多様な現実直面する零細事業者への支援に尽力すること

<委員会での主な発言内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、大変厳しい環境下にある生衛業組合が多い。
- ・県民生活の衛生や安全、安心について、同センターの果たすべき使命や役割は、ますます重要になっていくと考えられ、一層の役割を發揮し、指導に取り組んでほしい。
- ・営業者の存在基盤が揺らいでいる業態もあり、多様な現実直面していることから、関係機関との連携を十分にとって、零細業者の皆様に対し、支援のための尽力をお願いしたい。

Ⅱ 令和2年度に検討した課題

1 県庁における働き方改革

① 取組の内容

- ・ サテライトオフィスを6カ所で試行運用するとともに、在宅勤務制度の試行により、専用モバイルPCを40台配備。令和3年度以降、全職員にモバイルPCを順次配備
- ・ 外部講師の指導を受け、業務改善活動を実施したほか、ワークプレイス改善に取り組み、業務形態や執務スペースに応じた働きやすい職場環境改善を実施
- ・ 健康啓発やメンタルヘルス研修等、健康行動の維持・継続を促す各種取組を実施

② 令和2年度委員会意見

- ・ 働き方改革は行政のデジタル化と併せ、一体的に取り組むこと
- ・ 職場環境の改善に取り組んだ職場では、その後の状況も検証し、トライアルアンドエラーを重ね、生産性の向上につなげること
- ・ テレワークは文書のデジタル化や職員固有の事情（自宅環境や心身の健康）に配慮しながら取り組むこと
- ・ テレワークは、職場とのコミュニケーション、職員管理等の難しさなど、課題が想定される。これらをよく調査しながら運用すること
- ・ 人材への投資・育成・活用など、人事制度についても、併せて検討していくこと

<委員会での主な発言内容>

<全体>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって、働き方の環境が著しく変化している。ニューノーマルといわれる働き方や暮らし方の変革、行政デジタル化への新展開が起こっている。「働き方改革」は、こうした環境変化に対応しつつ、目的が類似した「デジタル改革」と一体で取り組んでいくべきである。県庁において、そうした方針をもって適切に進めていることを評価する。

<職場改善活動>

- ・ 職場環境の改善に取り組み、複数の職場で多くの書類を処分したことを評価する。今後も検証を行い、トライアルアンドエラーを重ねてほしい。

<テレワーク>

- ・ テレワークは新しい働き方であり、文書管理、業務改善、ワークプレイス改善など、試行錯誤を重ねながら、デジタル技術を活用して、多面的に進めていくものである。
- ・ わが国の住宅環境から、在宅勤務にあたって、一部の職員は適切なスペースを確保し、業務に取り組むことが難しいことが想定される。

- ・テレワークは良いことばかりではなく、むしろ生産性が下がることもある。コミュニケーションやチームワークの不足、職員管理や評価の難しさ等の課題が想定される。これらもよく調査し、PDCAを回してほしい。
- ・職員間にデジタル能力の格差があると考えられ、今後、業務の見直しや効率化の点で、壁になっていく可能性がある。

<健康管理>

- ・モバイルワークに伴う精神的・肉体的なヘルスケアへの取組が欠かせない。「健康経営」のビジョンをもって、先進的な取組を進めてほしい。
- ・「改革」は良い面だけでなく、良くない面もあり、痛みも伴うことがある。ついていけない職員がメンタルを崩すことになるため、そうしたケアが必要である
- ・在宅勤務によって、職員間のコミュニケーションがなくなり、孤立感を感じ、他の職員の動きも分かりづらくなるため、取り残される感覚が出るのではないか。

<その他>

- ・働き方改革は人事制度との関係もあることから、併せて検討していく必要がある。
- ・県職員が不得意とする専門的業務がある。管理職の中に、専門的技術を有し、全体を俯瞰して判断できる職員がいることが望ましい。
- ・良い成果があった取組は、広く展開し、新たな制度や組織革新につなげてほしい。

2 地方行政のデジタル化

① 取組の内容

- ・「高度情報化基本計画」に基づき、新世代 ICT 等の実装・利活用の推進、データの循環・流通の促進等を推進
- ・しずおかデジタルオフィス（SDO）のモバイルネットワーク構築に向け、モバイル PC の整備、庁内ネットワークの充実、ファイルサーバーの整備等を実施したほか、Web 会議利用に向けた環境を整備
- ・県民等に対するオンラインサービスの向上

② 令和 2 年度委員会意見

- ・モバイルPCの新規導入にあたって、目的と手法を明確にし、着実に進めること
- ・庁内に、情報管理に詳しい技術系の高度専門人材を採用していくこと
- ・新たなデジタル技術やツールを活用し、①県民サービスの向上、②効果的・効率的な行政運営の実現、③地域や組織の枠を超えた連携による推進を実現すること
- ・デジタルディバイドに十分配慮し、県民目線でデジタル化を推進すること

<委員会での主な発言内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世界と比べて行政手続やIT化の遅れを認識し、デジタル庁の創設等につながったことは良いこと。
- ・庁内に、情報管理に詳しい技術系の高度専門人材を採用していく必要がある。
- ・新たなモバイルPCの導入にあたって、目的と手法を明確にし、トライアルアンドエラーを重ねながら、着実に進めていってほしい。
- ・新たなデジタル技術やツールを活用することで、①県民サービスの向上、②効果的・効率的な行政運営の実現、③地域や組織の枠を超えた連携の推進を実現していく必要がある。
- ・デジタル化の推進にあたって、県と市町の間でシステムの相違がないよう、利用者の目線で、統一的に取り組んでほしい。
- ・若年層や高齢者のパソコンの所有率は高くない。デジタル化の推進によって、県民サービスに格差が生じることがないように、留意が必要である。
- ・電子決裁の利用率を高め、ペーパーレス化を進めていくためには、決裁手続自体の作業工程を見直し、合理的なものに変えていくことが求められる。
- ・セキュリティ上、リスクをゼロにすることは難しいことから、行政としては、リスク発現時の対応策を事前に整備することが必要である。
- ・各職員が作業を行う際、あるいは上司への説明にあたって、複数のモニターや大画面のモニターを準備・活用することで、事務の効率化につながると考える。
- ・新たなPCの購入にあたっては、将来的な更新を見据えて行うべきである。
- ・ハンコが悪者になっている風潮があるが、そうではなく、対面手続の見直しや、デジタルな発想による行政手続全体としての効率化が求められている。

3 「教育委員会の取組への提言」に係る意見

昨年度の教育委員会への提言に対し、今年度の取組報告を受けたことから、これに対する意見を取りまとめた。

(1) 補助教材に係る取組

① 取組の内容

- ・市町教育委員会に対し、補助教材がドラインに沿った兼業許可を行うよう指導
- ・小中学校 22 校を訪問し、補助教材がドラインの遵守状況の聞き取り調査を実施
- ・「あすなろ学習室」(県総合教育センターHP 掲載) の内容を拡充

② 令和2年度委員会意見

- ・令和元年度に、特定事業者の補助教材の作成に関与した教員数が大きく増加したことは遺憾である。教員と特定事業者との関係性に疑念を抱かせるだけでなく、教員の多忙化にもつながることから、県教育委員会は、市町教育委員会に対し、一層の指導に取り組まれない。
- ・児童生徒1人1台端末に向けた整備が進む中、動画や音声等を活用した補助教材のデジタル化の充実が進んでおり、積極的な活用が望まれる。その活用にあたっては、特定事業者との不適切な関与が起らないよう、指導を図られたい。
- ・県教育委員会は「あすなろ学習室」の充実に併せ、補助教材として活用するため、現職教員による教材等の蓄積を図るとともに、保護者等の利用にも資するよう、一層のブラッシュアップに取り組まれない。

<委員会での主な発言内容>

- ・補助教材の効果について、紙とデジタルそれぞれで十分な検証が必要である。
- ・「あすなろ学習室」が補助教材の代わりになれば、各家庭が補助教材を購入する必要がなくなり、好ましいのではないか。
- ・「あすなろ学習室」への期待は大きいですが、使い勝手が悪い等の意見もあることから、一層のブラッシュアップを求めたい。
- ・今後、A社の教材に従事したとされる145人の教員が「あすなろ学習室」の充実に向け、力を注いでいただくことができないか検討してほしい。
- ・令和元年度は関与した教員数が増加した。新学習指導要領は、事前にスケジュールも示されていたと考えられる。率直に言えば遺憾である。適正な指導をいただきたい。
- ・令和元年度、採用実績のある教材業者が8社あるにも関わらず、1社のみ145人の教員が出稿している状態は、何らかの関係性を感じさせるものである。
- ・生徒が1人1台の端末を利用することで、デジタル化された補助教材の活用も進むと考えられる。新しい教材業者も出てくるが、現職教員の不適切な関与や寡占化が起らないよう、適切な指導をお願いしたい。
- ・近年、補助教材自体が進化している。音声や動画を取り入れることで、五感に訴えることで理解が進み、学習効率が上がるのではないか。時代の流れに乗り遅れないように、環境整備を進めていただきたい。

(2) 学校給食に係る取組

① 取組の内容

- ・ 公会計化未導入の市町教育委員会に対し、取組状況を確認し、指導助言を実施
- ・ 新たな調達方法への見直しに対し、全市町と意見交換を実施
- ・ 静岡県学校給食会に対し、市町の意見を取り入れながら、今の時代に求められる必要な機能やその役割を果たすよう繰り返し指導・助言を実施

② 令和2年度委員会意見

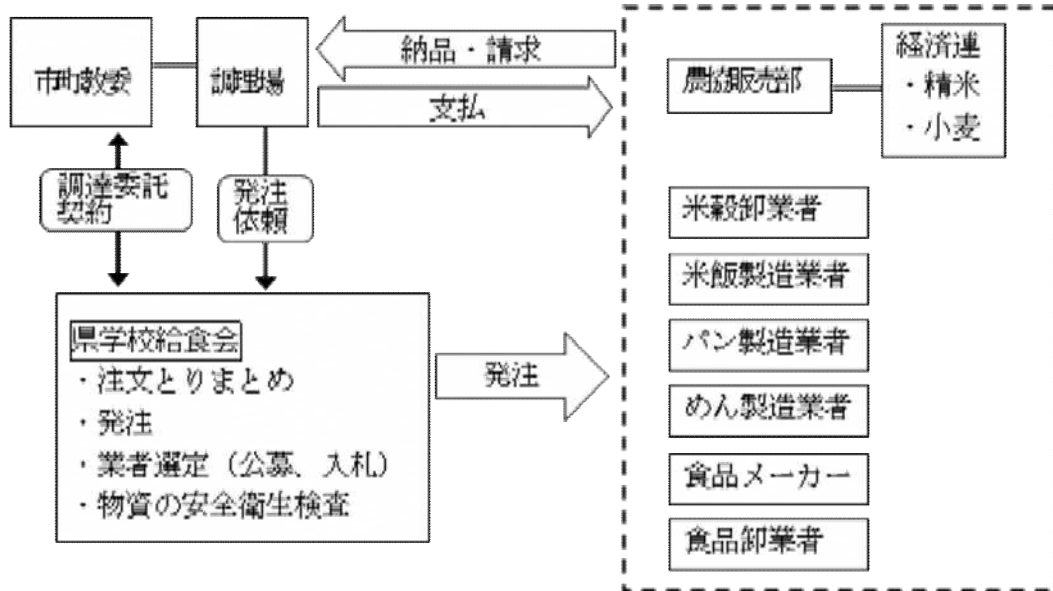
- ・ 学校給食の公会計化は、他県と比較の中では、着実な進捗がみられる。県教育委員会は、県内市町による先行導入事例について、その効果を検証し、検討中の市町と共有するなど、必要な助言と支援に努められたい。
- ・ 昨年度報告のあった「県学校給食会の役割（案）」について、調達方法の見直しによってどのような影響があり、それに対してどのように対処していくのか、県教育委員会が、今一度精査検討し、県学校給食会と協議し、その実現に向けた具体的な取組を図られたい。
- ・ 県教育委員会及び市町教育委員会は、食材の調達が適正な競争に基づいて行われるよう、県学校給食会に依存することなく、自身が主体となって新たな調達先の探索に取り組まれたい。

<委員会での主な発言内容>

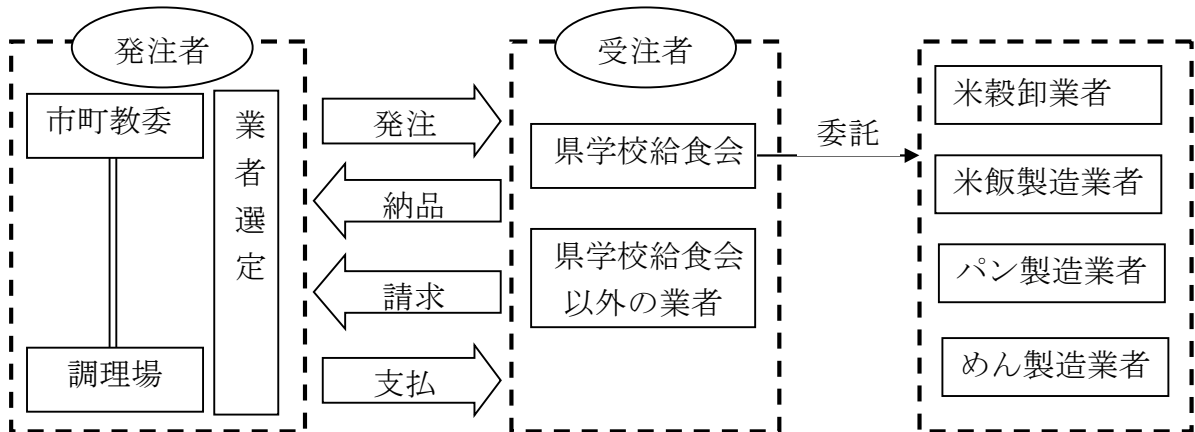
- ・ 国が公表した学校給食の公会計化に関する調査結果によれば、静岡県は比較的、進捗がみられる。今後、一層の公会計化の推進に向け、既に導入した市町における導入効果を検証し、他市町に共有することで公会計化を進めてほしい。
- ・ 昨年度、教育委員会から提案のあった「県学校給食の役割（案）」の進捗が十分とはいえない。また、市町教育委員会から、「十分な検討が必要」と意見があったとされるが、具体的に調達方法を見直すことでどのような影響があるのか、それに対して、どのように対処していくのか、示してほしい。
- ・ 報道によれば、他県の自治体では県学校給食会を介さない方法により、大きな削減効果があったとされる。今後は、こうした実態を踏まえた検討が必要である。
- ・ 県内で主食の学校給食を担当していた事業者が、コロナ禍の影響で撤退する事案が発生した。今後、これまでに県学校給食会が行ってきた手法では、安定的供給が難しくなっていくのではないかと懸念されている。
- ・ 適正な競争に基づく食材調達が行われるよう、新たな調達先の探索を続けていく必要がある。
- ・ 新たな調達先の探索は、学校給食会に依存するのではなく、市町教育委員会、県教育委員会が自分事として進めていただきたい。

【参考1】 県学校給食会の役割（案）

- ・主食の調達に関し、市町と調達委託契約を締結した上で、関連事業者から食材を調達する形態を検討。



【参考2】 現行のスキーム



参考資料

1 教育委員会のこれまでの取組状況

(1) 補助教材に関するこれまでの取組状況

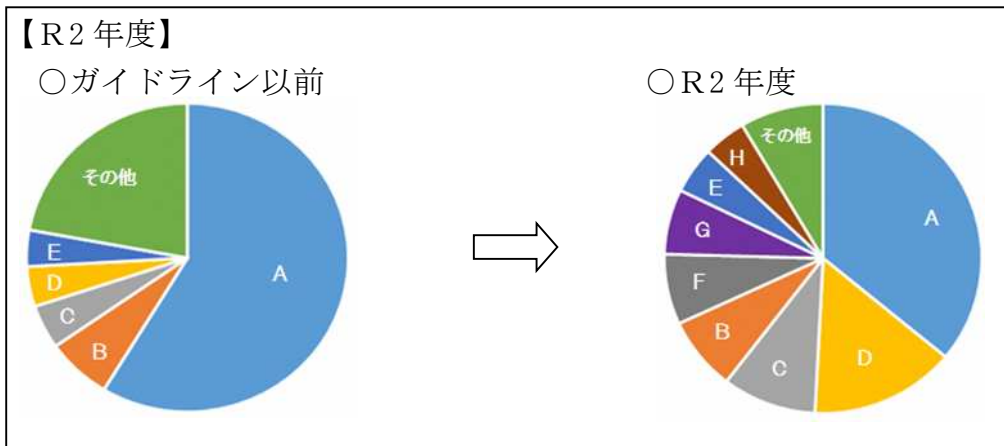
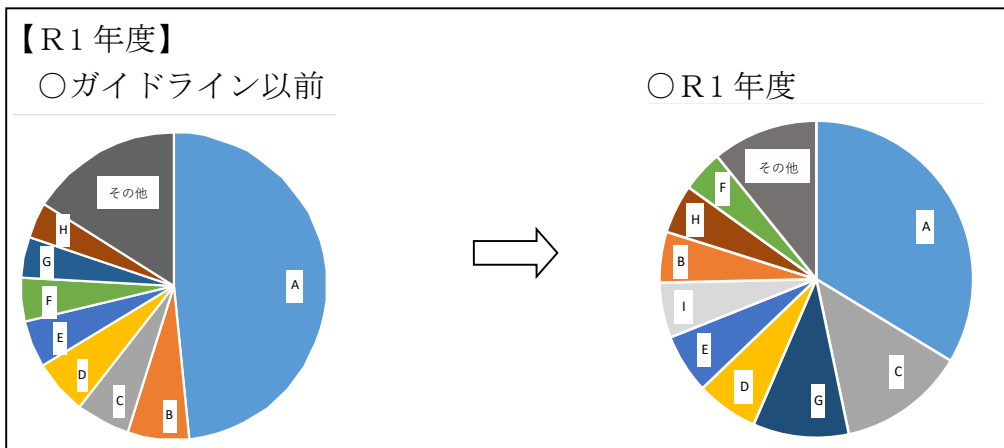
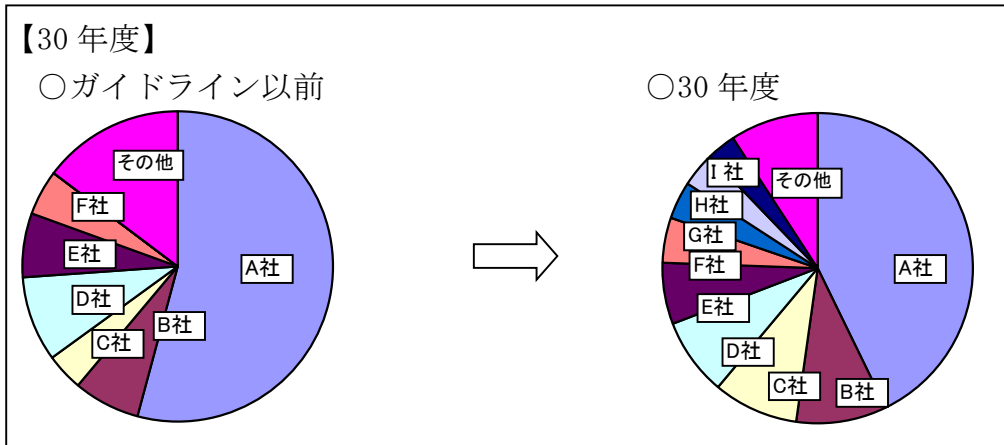
ア 教員関与に関する課題への対応

課題	対応
補助教材の作成に関与した教員が選定にも関与	改訂版「補助教材ガイドライン (H28. 3)」で禁止を規定
出版社等に再就職した退職者が現職教員に働きかけ	改訂版「補助教材ガイドライン (H28. 3)」で禁止を規定
教材選定に関わる校長、教員が教材会社等の役員に就任	改訂版「補助教材ガイドライン (H28. 3)」で禁止を規定

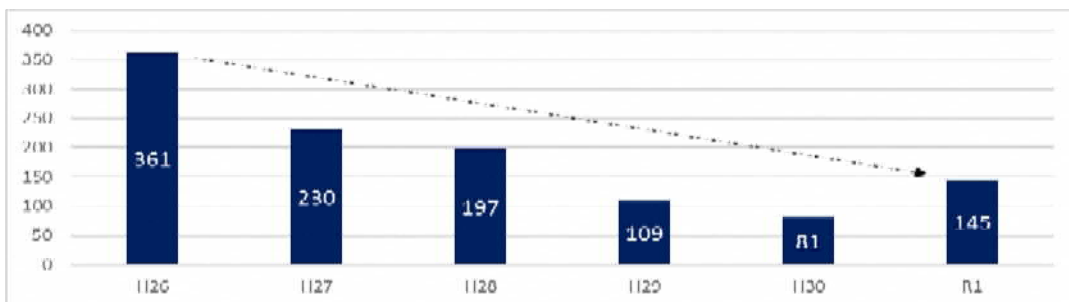
イ ガイドラインに則った取組状況に係る調査結果

調査項目	遵守率 (単位：%)				
	全体調査	現地調査			
		28年度	29年度	30年度	R1年度
	766小中学校	4小中学校	22小中学校	22小中学校	22小中学校
1 職員会議で補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けた	100	100	100	100	100
2 前年度使用した補助教材の効果を検証した	99.9	100	100	100	100
3 複数の教材見本を収集した	100	100	100	100	100
4 補助教材の作成に関与した教員が選定に関与していない	100	100	100	100	100
5 複数の教材見本を比較・検討して選択した	100	100	100	100	100
6 複数の教職員の目で選択作業をした	100	100	100	100	100
7 選択基準を設けて、それに基づいて選択した	100	100	100	100	100
8 教材を使用する年度の校長が最終決定をした	100	100	100	100	100
9 市町教育委員会に補助教材の使用届等を提出した	100	100	100	100	100
10 保護者会や通知等で説明した、あるいは意見を聞く場を設定した	95.7	100	100	100	100

ウ 教材選定の結果 (対象:H30～R2 現地調査 22 校。シェア 3%以上の事業者を表示)



エ 上記A社の教材作成における現職教員の関与の状況



(2) 学校給食に関するこれまでの取組状況

ア 公会計の導入状況

公会計導入済		令和3年度から 導入予定	令和4年度から 導入予定	検討中
H27	R2			
15 市町	20 市町	2 市町 (三島市、沼津市)	2 市町 (東伊豆町、浜松市)	11 市町

イ 給食食材の発注方法

区 分	業者比較をして発注	
	H27	R2
主食（精米、米飯、パン、めん）	3 市町	35 市町
おかず	26 市町	35 市町

※ 主食には、理由を附して単独随意契約の契約を含む。

ウ 主食における学校給食会への発注状況

区 分	学校給食会へ発注		他業者へ発注		備 考
	H27	R2	H27	R2	
精米 (24 市町)	21 市町	16 市町	3 市町	8 市町	同一市町で精米・米飯 の併用あり
米飯 (22 市町)	21 市町	20 市町	1 市町	2 市町	
パン (35 市町)	35 市町	35 市町	0 市町	0 市町	
めん (35 市町)	34 市町	31 市町	1 市町	4 市町	

エ 学校給食ガイドライン記載項目への対応状況

県学校給食会内部業務への関与	県、市町ともになし
業者登録制度	35 市町/35 市町
給食会沼津支部、浜松支部への管理業務委託	公会計導入に併せ廃止
私会計取扱規程整備	35 市町/35 市町
保護者への説明（決算報告）	35 市町/35 市町
献立・物資購入先の決定の組織体制	35 市町/35 市町
衛生管理（研修参加、健康記録）	35 市町/35 市町

2 令和2年度の委員会の開催状況

回	月 日	検 討 内 容
1	9月15日	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度開催方針・行政経営革新プログラムの進捗評価（R1年度）
2	10月22日	<ul style="list-style-type: none">・外郭団体点検評価結果の検証・外郭団体の個別検証（（公財）静岡県生活衛生営業指導センター）・地方行政のデジタル化
3	12月23日	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会に係る取組（報告）・県庁内の働き方改革への取組
4	2月9日	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度行政経営推進委員会意見書（案）・県庁におけるテレワーク制度（案）

3 委員名簿

氏 名	役 職
おおつぼ まゆみ 大坪 檀 (顧問)	学校法人新静岡学園学園長 静岡産業大学総合研究所長
おの こうじ 小野 晃司 (委員長代理)	サゴーエンタプライズ株式会社代表取締役社長
かながわ こうじ 金川 幸司	静岡県立大学経営情報学部教授
さとう かつあき 佐藤 克昭 (委員長)	佐藤経済研究所長 元 浜松学院大学教授
すずき ともこ 鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事
ながさわ ひろこ 長澤 弘子	NPO 法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所理事長
ふるや ひろよし 古谷 博義	株式会社ウェルビーフードシステム代表取締役 静岡県ニュービジネス協議会理事
よしむら みねひさ 吉村 峰仙	吉村峰仙公認会計士・税理士事務所代表

(敬称略、50音順)